

# さぬき水田営農だより

●発行日／平成18年10月13日 ●発行／香川県水田農業振興協議会（事務局：香川県農業協同組合中央会 TEL 087-825-2503）

## 19年産麦(18年秋播き)から始まる品目横断的経営安定対策の仕組み この制度を活用して、麦を積極的に作付けしましょう!

### 19年産麦から助成対象者が担い手に限定されます。

次のような要件を満たした「認定農業者」と「集落営農組織」が対象となりますが、これら担い手に該当しない小規模な麦作生産者の方でも、「JA香川県の1支店1農場」に参画すれば、この対策の助成対象になります。

今年、麦を播く生産者の方は、「認定農業者」、「集落営農組織」、「1支店1農場」のどの担い手に位置づけるか、また、要件を満たしているかどうか確認しましょう!

#### 18年産麦まで

全ての  
生産者が  
助成対象

担い手に  
限定

#### 19年産麦(18年秋播き)から

次のような要件を満たした認定農業者、集落営農組織、1支店1農場が助成対象

認定農業者の場合は、次の要件を満たせば助成対象になります。



- 経営面積が2.6ha以上\*あること。  
\*「自作地」、「借入地」、「農産物の収益権等を有する全作業受託」をカウント
- 経営面積が2.6ha以下の場合  
農業所得が300万円\*以上（この水準は市町により異なるので、詳しくは市町にお問合せください。）で、かつ、米又は麦の作付面積が経営面積の27%を占めていること。

集落営農組織の場合は、次の要件を満たせば助成対象になります。



- 経営面積が12.8ha以上であること。但し、中山間地域の場合は10ha以上。
- 肥料購入や農産物の販売収入等を同組織の口座を設け一元経理を行うこと。
- 5年以内には法人化する計画等を有すること。

上記の認定農業者や集落営農組織の要件を満たさない小規模な麦作生産者の方は、「JA香川県の1支店1農場」に参画すれば、助成対象となります。

これら担い手に該当しない場合

### 19年産麦から助成の仕組みが変わります。

国からの助成金が「過去の生産実績」に基づく支払と、「生産量・品質」に基づく支払に分けて支払われます。

#### 18年産麦まで

国からの助成  
(麦作経営安定資金等)  
約6,500円/60kg

販売価格  
(販売に要した経費を  
控除した価格)  
約2,000円/60kg

2つに分けて支払い

#### 19年産麦から

「過去の生産実績」に基づく支払  
(面積に応じて支払)

⇒10a当たりの支払単価は、  
国が市町の10a当たりの収  
量等をもとに設定  
(助成水準の7割程度)

「生産量・品質」に基づく支払  
(数量に応じて支払)

⇒60kg当たりの支払単価は、  
国が品質に応じて設定  
(助成水準の3割程度)

販売価格  
(販売に要した経費を  
控除した価格)  
約2,000円/60kg

「過去の生産実績」に基づく支払は、生産者単位の出荷実績をもとに算出した面積に応じて支払われる部分です。

その算出方法は、16～18年産麦の各年産毎の「出荷実績(1・2等)」を「国が公表した市町の10a当たりの実単収」で割って面積に換算し、各3年間の面積を平均したものです(裏面に算出例を記載)。

「生産量・品質」に応じて支払われる部分です。

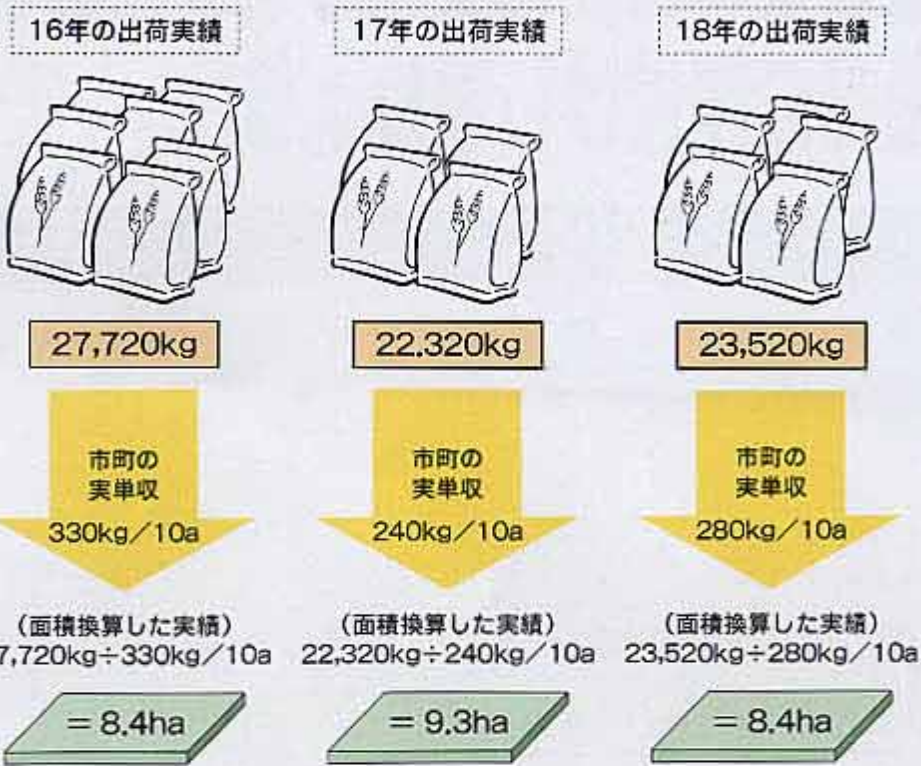
上記の「担い手」でない場合は、「過去の生産実績」や「生産量・品質」に基づく支払い(国の助成)を受けることはできず、「販売価格」のみが手取りとなります。

## 過去の生産実績とは？

「過去の生産実績」は、出荷実績に基づいて算定されることから、一筆一筆の農地ごとに設定されるのではなく、**生産者単位に設定**されます。

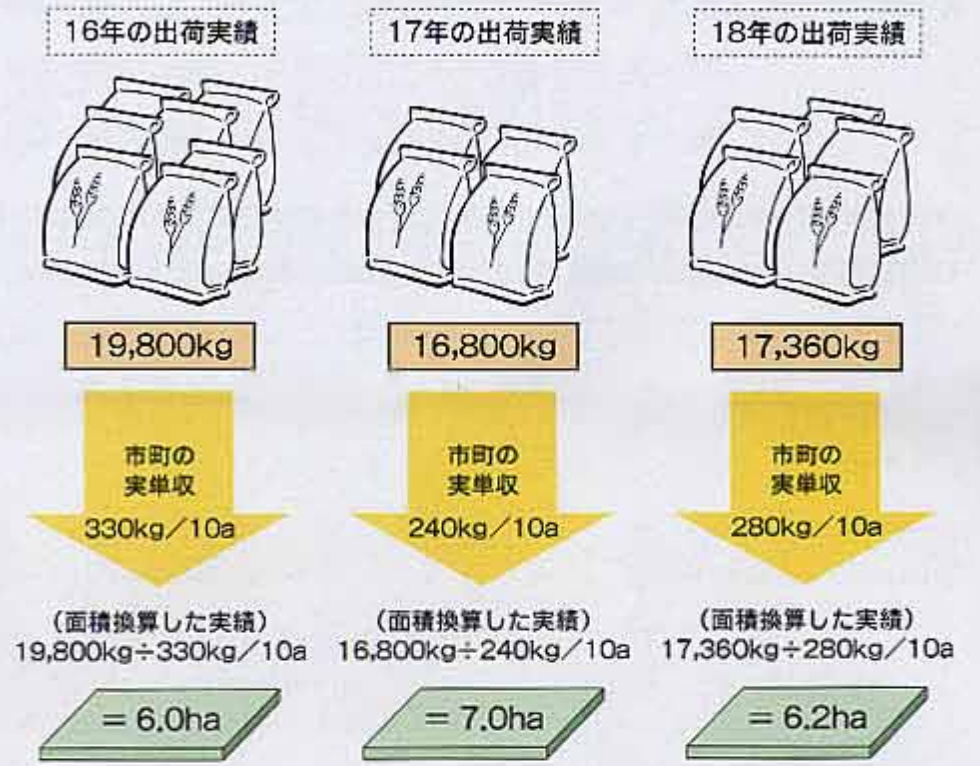
<算出例>

Aさんの単収が地域の単収より多く、基準期間（平成16～18年産）中、毎年、8haずつ作付けしていた場合。



Aさんの「過去の生産実績」： $(8.4 + 9.3 + 8.4) \div 3 = 8.7\text{ha}$ 分

Bさんの単収が地域の単収より少なく、基準期間（平成16～18年産）中、毎年、8haずつ作付けしていた場合。



Bさんの「過去の生産実績」： $(6 + 7 + 6.2) \div 3 = 6.4\text{ha}$ 分

「過去の生産実績」は、市町の実単収が反映されることから、**実際の麦作付面積と必ずしも一致しません。**

地域（市町）の実単収よりも多いAさんの場合は、実際に作付けた麦面積（8ha）より、過去の生産実績（8.7ha）が多くなります。

地域（市町）の実単収よりも少ないBさんの場合は、実際に作付けた麦面積（8ha）より、過去の生産実績（6.4ha）が少なくなります。

上記の計算は出荷量を面積に置き換えたただけであるので、**Bさんの場合、今までと同額の手取りを確保するには、引き続き8haの作付が必要。**

## 計画的に麦の作付拡大を図りましょう！

### 過去3年間、麦を作付けした生産者

どうしても麦作を**縮小・中止**せざるを得ない生産者の方は…

麦作を**縮小・中止**せざるを得ない生産者の方は、「過去の生産実績」を地域内で有効に活用してもらいましょう。その活用方法として、

- ◎ 1支店1農場や集落営農組織に参画して構成員となり、他の構成員の方に活用してもらいましょう。
- ◎ 近隣で、麦作を増やそうとする「認定農業者」や「1支店1農場・集落営農組織の構成員」に、冬場の麦作期間だけでも農地を貸付けて活用してもらいましょう。

麦作を**縮小・中止**する生産者の方の「過去の生産実績」を活用して作付拡大

県・JA単独の麦作付拡大緊急奨励事業により、18年産麦の作付面積よりも麦作付拡大を行う生産者の方には、「過去の生産実績」の集積が見込まれる場合、10a当たり5,000円以内の助成を行います。